

平成27年（2015年）7月13日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 菅尾英文

姫路市浄化槽台帳及び一般社団法人兵庫県水質保全センター浄化槽登録台帳の外部提供及び収集制限並びに本人通知の省略について（答申）

平成27年5月19日付で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。  
なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

## 記

適当と認める理由等

### 1 浄化槽設置者把握の現状について

#### (1) 姫路市浄化槽台帳事務

姫路市は、市内で設置されている浄化槽を把握するとともに、維持管理上の問題がある場合の指導及び環境保全・公衆衛生上の指導、助言を行うため、姫路市浄化槽台帳（以下「本市台帳」という。）を作成しています。登録データは、浄化槽法第5条に規定する「設置届」又は建築基準法第6条第1項の建築確認申請による「浄化槽に関する調書」に基づき取得しており、その内容は市内の住宅、工場、屋外施設等の位置、規模、能力等であり、約2万件のデータを保有しています。

しかし、その情報には、既に廃止届が提出されていても撤去されていない場合や浄化槽の存否が不明であるなど、必ずしも正確な情報であるとは言い難く、市では新たな情報が判明するごとに随時修正しているのが現状です。

#### (2) 一般社団法人兵庫県水質保全センターの浄化槽登録台帳事務

一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）は、兵庫県知事から指定された唯一の浄化槽の水質検査指定検査機関であり、その業務を実施するため浄化槽登録台帳（以下「センター台帳」という。）を備えています。センター台帳は、浄化槽法第7条に基づく「検査依頼書」に基づき作成されたもので、新たに浄化槽を設置した場合、水質検査を受けるよう義務付けており、同法第11条では設置以後も毎年1回水質検査を受けなければならないとされています。

センターでは、このデータを基に浄化槽設置以後の水質検査の通知等を行っていません。

## 2 個人情報外部提供及び収集の制限の適否について

本市及びセンターが保有する浄化槽データについては、両者とも浄化槽法制定以前のデータを十分把握していないことや、浄化槽法制定後であっても設置、廃止、検査依頼等の手続きが認知されるまでに時間を要したことから、両者の登録データにかなりの相違が見られるため、センターから本市の浄化槽台帳の提供を求められたものです。

その提供に応じることは、水質検査を義務付ける浄化槽法の規定からもやむを得ないと考えます。また、相違が見られる双方の台帳データを合わせることで、本市の浄化槽台帳の整備もなされ、生活環境の保全や公衆衛生上の指導助言につながるため、個人情報の収集についても公益上必要であると認めます。

## 3 本人通知の省略について

本市がセンターに対して外部提供し、収集する個人情報については、両者の台帳に記載された管理者の住所・氏名・電話番号、設置場所、設置年月日、人槽規模、浄化槽の形式・処理能力、工事業者名、保守点検業者名、清掃業者名に限られます。

これらの情報の提供及び収集により、浄化槽の設置、廃止等を行った者に新たに不利益が生じるとは考えられないと解され、加えて、本件に関する対象者が大量で、事務処理に多大の時間と費用を要することから、外部提供及び収集における本人通知を省略することは、やむを得ないと考えます。